
プロジェクト **IFRS S1 号に相当する基準の開発**

項目 **判断**

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準における**判断**に関する定めについて検討することを目的としている。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 7 項参照）。

日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のことを定める。

- (1) 一般目的財務報告書の利用者が、数値の見積りを伴うものとは別に、サステナビリティ開示を作成する過程で企業が行った判断のうち、これらの開示に含まれる情報に最も重大な影響を与えるものを理解できるよう、情報を開示しなければならない。

ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号では、判断に関して次のように定めている（和訳は事務局による仮訳）。

74	An entity shall disclose information to enable users of general purpose financial reports to understand the judgements, apart from those involving estimations of amounts (see paragraph 77), that the entity has made in the process of preparing its sustainability-related financial disclosures and that have the most significant effect on the information included in those disclosures.
----	--

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、数値の見積りを伴うもの（第 77 項参照）とは別に、サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行った判断のうち、これらの開示に含まれる情報に最も重大な影響を与えるものを理解できるようにする情報を開示しなければならない。

75	In the process of preparing sustainability-related financial disclosures, an entity makes various judgements, apart from those involving estimations, that can significantly affect the
----	--

information reported in the entity’s sustainability-related financial disclosures. For example, an entity makes judgements in:

- (a) identifying sustainability-related risks and opportunities that could be reasonably expected to affect the entity’s prospects;
- (b) determining which sources of guidance to apply in accordance with paragraphs 54–58;
- (c) identifying material information to include in the sustainability-related financial disclosures; and
- (d) assessing whether an event or change in circumstances is significant and requires reassessment of the scope of all affected sustainability-related risks and opportunities throughout the entity’s value chain (see paragraph B11).

サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で、企業は、見積りを伴うものとは別に、企業のサステナビリティ関連財務開示で報告される情報に重大な影響を与える可能性のあるさまざまな判断を行う。例えば、企業は次のような判断を行う。

- (a) 企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別
- (b) 第 54 項から第 58 項に従ってどのガイダンスの情報源を適用するか の決定
- (c) サステナビリティ関連財務開示に含める重要性がある (material) 情報の識別
- (d) 事象又は状況の変化が重大であり、企業のバリュー・チェーンを通じて影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価が要求されるかどうかの評価 (B11 項参照)

事務局による分析

(判断に関する開示)

5. サステナビリティ開示を作成するにあたり、企業はさまざまな判断を行うことが必要になると考えられるが、このような判断は、サステナビリティ開示がどのように作成されたのかについて、主要な利用者が理解するのに役立つと考えられる。
6. 判断に関する開示に関して、日本版 S1 基準を開発するにあたり、特段の論点は認識していないため、IFRS S1 号の定めを取り入れることが考えられる。

(事務局による提案)

7. 日本版 S1 基準において、IFRS S1 号の定めを取り入れ、次のように定めることが考えられるかどうか。
 - (1) 一般目的財務報告書の利用者が、数値の見積りを伴うものとは別に、サステナビリティ開示を作成する過程で企業が行った判断のうち、これらの開示に含まれる情報に最も重大な影響を与えるものを理解できるよう、情報を開示しなければならない。

文案

8. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 日本版 S1 基準において次のことを定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
 - (1) 一般目的財務報告書の利用者が、数値の見積りを伴うものとは別に、サステナビリティ開示を作成する過程で企業が行った判断のうち、これらの開示に含まれる情報に最も重大な影響を与えるものを理解できるよう、情報を開示しなければならない。
- ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上